競　争　入　札　心　得

（総　　則）
第１条　厚沢部町の発注に係る建設工事等指名競争による工事請負の入札に当たっては、別に定めるもののほかこの心得を承知するものとする。

（入札の保証）
第２条　入札参加者は、入札執行前に入札しようとする見積金額の１００分の５に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

（入　　札）
第３条　入札参加者は、入札書を作成し、封書のうえ自己の氏名を表記して提出しなければならない。

（代　　理）
第４条　入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その法人名及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとする。
２　代理人は、２人以上の者を代理することはできない。

（入札書の書替え等の禁止）
第５条　入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書替え、引替え、又は撤回することができない。

（無効入札）
第６条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
(1)　入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
(2)　入札書の記載金額を加除訂正した入札
(3)　入札書に記名押印がない入札
(4)　入札保証金が不足する者のした入札
(5)　一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
(6)　代理人が２人以上の者の代理をしてした入札
(7)　入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

(8)　無権代理人がした入札
(9)　その他入札に関し不正の行為があった者のした入札
(10)　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(11)　入札に関する条件に違反した入札
(12)　工事費内訳書を提出しない入札

（工事費内訳書）
第７条　入札者は、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書を入札の際に、全員必ず提出しなければならない
　様式については別添様式のとおりとするが、同様式に記載すべき事項の記載があれば、別様式でも可とする。
　なお、工事費内訳書に不備（提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする

（開　　札）
第８条　開札は、通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行う。

（再度入札）
第９条　開札の結果落札にいたらない場合は、直ちに出席者をもって再度入札を実施する。

（落札者の決定）
第１０条　有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
２　落札者となるべき価格をもって入札した者が２人以上いる場合は、抽選により落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員をもってくじを引かせる。

（入札保証金の返還）
第１１条　第１０条の規定により落札者が決定した場合は、落札者以外の者が納付した入札保証金は、返還する。
２　再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還する。

（契約の締結）
第１２条　落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為

担当者の作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から５日以内に支出負担行為担当者に提出しなければならない。

（入札保証金の帰属）

第１３条　落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、厚沢部町に帰属する。

２　落札者であって入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該落札金額の１００分の５に相当する額の違約金を厚沢部町に納付しなければならない。

（契約保証金）

第１４条　契約を締結しようとする者は契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

２　契約保証金に代える担保として定期預金債を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提供すること。

（入札保証金等の充当）

第１５条　落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができる。